

消費税免税店の開設を支援します

鳥取県

平成26年10月から外国人旅行者向け消費税免税制度が改正され、輸出物品販売場（免税店）での免税対象品目が全品目に拡大されるとともに、免税手続きが簡素化されることとなりました。

本県は、外国人旅行者の利便性向上と地域経済の活性化を目指すため、消費税免税店の開設を支援します。

消費税免税制度改正の概要

現行

《対象物品》
 消耗品以外
 ● 家電
 ● 装飾品
 ● 衣料品
 ● 靴
 ● かばん 等
 《対象購入額》
 1万円超



全ての
物品に
拡大

改正後

《対象物品》
 消耗品以外
 + 消耗品
 ● 食料品
 ● 飲料品
 ● 医薬品
 ● 化粧品 等
 《対象購入額》
 ◆ 消耗品以外 1万円超
 ◆ 消耗品 5千円超50万円以下



※「対象購入額」とは、1人1日1店舗当たりの額

地酒やお菓子など、地域の
特産品も免税対象

地域経済の
活性化

消費税免税店の拡大に向けた本県の取組みをご紹介します

■ 相談窓口を設置しています

免税店制度に関する各種問合せを受け付けます。

- 《ご相談内容の例》
- 消費税免税制度の改正の内容について
 - 免税店開設のための手続きについて
 - 免税店開設、PRのための経費の助成について

《お問合せ先》

地区	お問合せ先	電話	Eメール
東部	県庁文化観光スポーツ局観光戦略課	0857-26-7239	kankou@pref.tottori.jp
中部	中部総合事務所地域振興局	0858-23-3985	chubu-shinkou@pref.tottori.jp
西部	西部総合事務所地域振興局	0859-31-9769	seibu-shinkou@pref.tottori.jp

■ 免税制度に係る説明会を開催します

観光庁、鳥取県による説明会を開催します。

《対象者》

事業者、商工・観光団体関係者 等

《日時》

5月22日（木）14時～16時15分

《場所》

米子コンベンションセンター ビッグシップ 2階 国際会議室

※ご要望に応じて出前説明会を開催します。お気軽にお申し出ください。

《内容》

- 外国人旅行者の現状
- 消費税免税制度改正の概要
- 消費税免税制度の普及・広報
- 免税店拡大に向けた本県の取組

■ 免税店開設に向けた環境の整備を支援します

「鳥取県外国人観光客倍増促進補助金」により、免税手続きのための備品購入代金や、PR経費を助成します。

《対象者》

免税店を経営する事業者又は開設しようとする事業者

《対象経費》

次の経費の2/3を補助（補助額の上限50万円、下限なし）

- 免税手続きのために設置する備品（机、椅子、間仕切等）の購入代金
- 免税店であることを紹介するためのパンフレット、のぼり等の作成費



■ 免税店の情報を発信します

外国人旅行者の認知度を高めるため、免税店に関する情報発信を強化します。

- 免税店であることを示すステッカーの作成
- 県内の免税店を紹介する外国語版マップの作成

消費税免税店の拡大に向けた国の取組み

■ 免税店の情報発信

- 統一した免税店シンボルマークを創設し、店頭に掲示することで、外国人旅行者からの識別性を向上させ、利便性を高めます。
- 免税店リストの日本政府観光局（JNTO）HPへの掲載
- 免税手続きについて海外発行ガイドブックや機内誌へ掲載



■ 相談窓口の設置

地方運輸局、地方経済産業局に相談窓口を設置し、免税店の制度やPRに関する相談を受け付けています。

《最寄りの相談窓口》

中国運輸局 国際観光課（電話）082-228-8702

中国経済産業局 流通・サービス産業課（電話）082-224-5655



免税店シンボルマーク